

地域の水田営農をリードする集落営農組織の法人化 (農事組合法人島営農生産組合)

県央農林事務所 経営・普及部門 (水戸地域農業改良普及センター)

県央農林事務所経営・普及部門は、集落営農組織「島営農生産組合 (水戸市大場町)」を普及計画の重点対象に位置づけ、法人化に向けての合意形成や、経理の改善、特別栽培米・稲発酵粗飼料用稲 (WCS) の栽培技術改善等の総合的な支援を行ってきました。平成26年4月には、地域をリードする集落営農組織として「農事組合法人島営農生産組合」が設立されました。

法人化に向けての条件整備

「島営農生産組合」は、品目横断的経営安定対策を契機に、特定農業団体として平成19年2月に設立されました。組合では、新規の機械を個人では購入しないよう申し合わせるなど、法人化に向けた共同利用を進めてきました。

経営・普及部門では、平成23年度より法人化に向けた合意形成や会計・財務諸表の改善、農業政策に関する情報提供、法人化の手続き等を関係機関と連携して支援してきました。



全員参加の集落座談会による合意形成



新技術現地検討会

主食用水稲を経営に取り込み収益確保

当初、転作部門のみを法人化する計画でしたが、営農ビジョン作成支援の中で、収益性確保のため主食用水稲を経営に含める合意が図られました。

また、特別栽培米の安定生産や、稲発酵粗飼料用稲 (WCS) において堆肥と硫酸を用いた肥料費削減の実証試験に取り組みました。

その結果、コスト低減にもなり安定収量が得られる技術として、取り組みが拡大しています。

農事組合法人の設立へ

法人化が合意されたことで、平成26年3月に法人の設立総会が開催され、4月の法人登記により組合員12名で経営をスタートしました。また、組合では中間管理機構を利用して集落内の約23haを集積するなど、営農基盤の強化を進めています。

今後は、面積拡大や作業受託による収益性の向上、新規分野への取り組み、後継者の育成などを課題とし、持続的な営農の実現に向けて支援していきます。



活躍が期待される法人「島営農生産組合」